

平成26年度 税制改正のポイント

中小企業向け

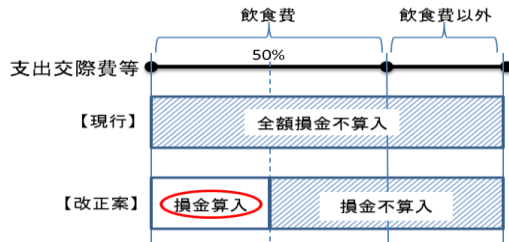
交際費課税の拡充、中心市街地活性化のための税制措置が実現！

各地商工会議所
日本商工会議所

※本チラシ内の「中小企業者」とは資本金1億円以下の法人です

交際費の損金算入の拡充【2年間】

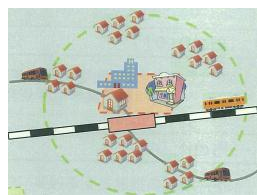
- 飲食のための支出（社内接待費を除く）について、50%の損金算入が可能に（中堅企業、大企業等企業規模を問わず全法人が対象）
- 中小企業者については、現行の中小特例（800万円まで全額損金算入可）との選択適用が可能に



中心市街地活性化のための税制措置

- 中心市街地活性化法の改正により創設される中心市街地の整備事業計画に基づいて行われる

- ①建物および建物附属設備、構築物等の取得に対し、5年間30%の割増償却制度を創設
- ②土地・建物の取得に対し、土地・建物の所有権の登記の際の登録免許税を1/2軽減（保存登記：1,000分の2、移転登記：1,000分の10）



- 都市機能誘導区域外から区域内へ、土地・建物・機械装置を買換えた場合に、譲渡益の80%相当額を課税繰り延べ

車体課税の見直し

- 自動車取得税の減免

※自動車取得税は消費税率10%への引き上げ時に廃止

区分	現行	平成26年4月～※
自家用自動車(軽自動車を除く)	5%	3%
営業用自動車・軽自動車	3%	2%

※平成22年度燃費基準未達成車の場合は、自家用自動車(軽自動車を除く)は5%、営業用自動車および軽自動車は3%とする

- 軽自動車税の見直し

<税率の引き上げ>(H27.4~)

【四輪車の例】

車種区分	税率	税率
乗用	自家用 7,200円	10,800円
	営業用 5,500円	6,900円
貨物用	自家用 4,000円	5,000円
	営業用 3,000円	3,800円



※H27年度以降の新規取得車のみ。現在の軽自動車ユーザーは、現行税率のまま据え置き

<経年車重課の実施>(H28.4~)

【四輪車の例】

車種区分	車齢13年超
乗用	自家用 概ね20%重課 12,900円
	営業用 8,200円
貨物用	自家用 6,000円
	営業用 4,500円

※平成28年度分から経年車重課(13年超の軽自動車税について概ね20%重課) ※既存車・新規車を問わない

住宅税制の延長【2年間】

- 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長
- 認定長期優良住宅に係る特例措置の延長
- 居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例措置の延長



地方法人課税の見直し

- 法人住民税の一部を国税化し、地方交付税の財源化
- 法人事業税の国税化を一部廃止（地方法人特別税の1/3）

外国人旅行者向け消費税免税制度

- 飲食料品や化粧品類等も含め、全ての品目を免税対象品目に
- 購入記録票等の様式の弾力化および手続きの簡素化



簡易課税制度のみなし仕入率の見直し

- 金融業および保険業を第5種事業とし、そののみなし仕入率を50%（現行60%）とする
 - 不動産業を第6種事業とし、そののみなし仕入率を40%（現行50%）とする
- ※平成27年4月1日以後に開始する課税期間について適用

事業区分	第一種事業	第二種事業	第三種事業	第四種事業	第五種事業	第六種事業
のみなし仕入率	90%	80%	70%	60%	50%	40%
該当する事業	卸売業	小売業	製造業等	その他事業	サービス業 金融業 保険業等	不動産業

復興特別法人税の1年前倒し廃止

- 復興財源として、平成24年度からの3年間は10%の付加税が課せられていたが、1年前倒しで平成25年度末に廃止
- 法人実効税率の引き下げについては、長期検討課題とされた

